

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ 拠	一 發 號 名 稱 及 び 記	○ 平 省 令 國 債 務 省 告 示 第 二 百 八 十 三 號
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法」。 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者発応がわ入發行回りし行のう。法律第七 い・行募各れ札「と」。II以度債入募「と」。 う第へ限國るの「と」。非下額市札入「と」。 価一を場での「と」。格國定特あ決「と」。 競債め別つ定及利「る」。

十 三	十 二	十 一	九	八
の 払 込 み 子	經 過 利 率	利 行 価 格	發 行 價 日	最 低 額 面 位
			發 行 價 日	行 爭 入 札 發

(二)

け住よるがをじ額よに座も係
る者り場非発たにりつにのる
所又算合居行金百算い記と所
得は出に住時額分出て載し得
税外しは者にへのしほ又て税
の国た、又おた二た、は振が
稅法金前はいだ十金前記替源
率人額記外てし・額記録口泉、
をがに(一)国取、三か(一)さ座徵そ
乗適当の法得当一らのれ簿収の
じ用該算入す該五當算る中さ利
たを非式でる國を該式ものれ子
金受居にあ者債乗金にの口るに

む十式は一九面成るの記替
も号に、募・錢金二。整載法
のによ払入七額十数又の
と規り込決パ百六倍は規
す定算金定一円年記定
るす出額のセに八金録に
るしに通ンつ月額はよ
期た加知トき二にる
日金えを九十八よ最振
に額、受十八日る低替
払を次け八日も額口
い第のた円の面座
込二算者二と金簿

二十九八七六
二十十十十五

十四

初
期
利
子

払者入払元償償
込札場利還還
期参所金金期
日加支額限
平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二大銀金六をそ払三
十六臣行額十支の期月
から百六払日と二
円年う以し十
八通知に三。前、日
月つ月六各及
二き二月支び
十八受百十間払九
日受けた円日
者に期月
属に二
すお十
るい日

規下は期た期平
定、が金と成額
す次そ銀額し、
る号の行を、
期及翌休支次
日び営業の算式
に第業日う。
つ十日につに
い六ににたに
て号支當だより
同に払たし、算
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

額面金額×1.7
100

(%)を控除することができる。